



2021.3 vol:26

ネットワーク Net Work 通信

熊本県認定農業者連絡会議 (事務局) 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1 (県庁行政棟本館) (一社) 熊本県農業会議内 TEL (096) 384-3333 · FAX (096) 385-1468

I 令和2年度(2020年度)の活動報告

1 会議等の開催

新型コロナウイルス感染症 が拡大している中、感染症対策に努めながら会議を開催しました。



第1回理事会
6月30日開催
県立農業大学校研修交流館

第2回理事会
10月23日開催
ホテル熊本テルサ



●お詫び●

新型コロナウイルス感染防止期間の熊本県認定農業者連絡会議の活動について

昨今の新型コロナウイルス感染症の流行は、日常生活に大きな影響を及ぼし、今年度、当会議の活動においても多くの活動が中止やオンラインでの開催などになりました。当会議では、次年度も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から密閉・密集・密接など「三密」を避けた新しい生活様式に対応した事業活動の継続に努めます。

「設立20周年記念式典」の開催(次年度へ開催延期)

令和2年4月に設立20周年の節目を迎えたことを踏まえ、令和3年1月22日(金)に開催を計画していた「設立20周年記念式典」は、年末年始を挟んだ新型コロナウイルス感染拡大に伴い、熊本県独自の緊急事態宣言が発令されたため、次年度へ開催を延期しました。

2 令和2年7月豪雨災害義援金贈呈式

西原会長は県農業会議・森日出輝会長と共に、11月6日から12日にかけて、令和2年7月豪雨災害で甚大な被害を受けた人吉市や芦北町、山鹿市など10市町村に出向き災害義援金の目録を贈呈しました。

県内の農業委員会や認定農業者協議会に呼びかけて、寄せられた義援金は、3,555,346円に上りました。ご支援ご協力を賜りました会員各位に感謝申し上げます。



11月6日 人吉市



11月6日 球磨村



11月11日 芦北町

「令和2年7月豪雨災害義援金」支援市町村及び贈呈額

対象市町村	贈呈額	対象市町村	贈呈額
人吉市	839,262	相良村	334,272
芦北町	563,357	津奈木町	174,552
錦町	428,551	南関町	163,250
球磨村	383,456	山鹿市	150,514
あさぎり町	367,692	八代市	150,440

3 「令和2年7月豪雨災害」緊急支援ボランティア活動

「令和2年7月豪雨」で被災した農業者の早期再建支援として、8月から9月にかけて、認定農業者を中心とした緊急支援ボランティア活動を行いました。多くの会員の方々にご参加いただきありがとうございます。

なお、被災現場はまだまだ復旧・復興に向けた支援が必要です。引き続き、支援活動を展開する予定ですのでご協力をお願いいたします。



8月17日 津奈木町
果樹園の崩れた土砂の撤去作業



8月22日 津奈木町
浸水したハウス内の整備作業



8月28日 人吉市
ハウス内に散乱した瓦礫の撤去作業

4 役員等の関係機関への挨拶回り

8月21日

九州農政局長室



8月21日

県農林水産部長室



令和3年1月7日

県知事室



5 「くまもと農業の継承セミナー」開催

認定農業者の課題の一つとして円滑な経営継承が求められています。このため、令和2年度の「農業改善セミナー」では、12月8日10日の両日、経営継承をテーマにセミナーを開催しました。

演題 「将来へつなく農業経営」

～全国事例を参考に、親子間・
親族間、第三者への継承シス
テムを学ぶ～

講師 山崎農業経済研究所
所長 山崎政行 氏



ホテル熊本テルサ

6 「経営発展ミニ相談会」の開催

会員の農業経営の課題（税制・法人化・雇用労務・資金等）や認定農業者の経営改善計画の達成に向けた支援とあわせて、新型コロナウイルス感染症による影響に対応するための支援策のサポート等をしていくため、くまもと農業経営相談所及び国・県等の行政機関の協力を得て、県下3会場で「経営ミニ相談会」を開催しました。

3会場で延べ15会員の相談があり、経営課題の解決等につなぐことができました。

(宇城地域 10月29日、30日 ウイング松橋)

(熊本・上益城・菊池地域 11月19日 火の国ハイツ)

(八代地域 12月16日、17日 県農業研究センター・アグリシステム総合研究所)



●お知らせ●

◆全国認定農業者協議会 令和2年度通常総会

「全国認定農業者協議会 令和2年度通常総会」が昨年10月オンライン形式で開催されました。本総会では、西原禎二会長が全国協議会副会長に、豊田スイ子女性部長が全国協議会の初代女性部理事にそれぞれ就任されました。(任期2年間)

◆「令和2年度熊本県農林水産業功労者表彰」受賞

豊田スイ子副会長兼女性部長と元理事の前田佳良子さん（現法人協会副会長・セブンフーズ（株））が「農林水産業功労者表彰」を受賞されました。



蒲島県知事から表彰を受ける豊田さん



豊田さん（左）と前田さん

◆「第23回全国農業担い手サミット in 茨城」の開催日決定

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期されておりました「第23回全国農業担い手サミット in 茨城」の開催日は、令和3年11月18日（木）～19日（金）に決定されました。

◆「令和2年度全国優良経営体表彰」

本県から推薦の2経営体を受賞されました。

販売革新部門 農林水産大臣賞 阿蘇市 有限会社内田農場

経営改善部門 経営局長賞 八代市 株式会社タナカ農産

次のページからは、認定農業者の方に役立つ情報をお知らせします。

インボイス制度について・・・P4～6

くまもと農業経営相談所について・・・P7

経営継承について・・・P8

農の雇用について・・・P9

認定農業者に役立つ全国農業図書について・・・P10

II インボイス制度

農業者の皆さん!! 消費税の仕入税額控除の方式である

インボイス制度 (適格請求書等保存方式) をご存じですか!?

～これまでの取引関係に大きな影響を及ぼす可能性があります～

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

インボイス制度の下では、「課税事業者」かつ「適格請求書発行事業者」として登録された事業者のみが発行できる適格請求書（インボイス）を保存することで、課税事業者である買い手は仕入税額控除を受けることができます。（※免税事業者、又は、適格請求書発行事業者の登録を受けていない課税事業者はインボイスを発行できません）

よって、これまで、消費税の免税事業者であった農業者の方々は、課税事業者である買い手との取引を継続させるために課税事業者となることを検討されたり、一方、課税事業者は仕入先が免税事業者であれば、仕入税額控除がなくなるため、経営に影響が生じる可能性があります。

まずは、インボイス制度を理解し、早めの対応を行いましょ!!

なお、農協に出荷される場合は特例もありますので、詳しくは国税庁のHP等でご確認下さい。

1 インボイスとは?

インボイスとは、売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。なお、インボイスは「適格請求書発行事業者」として登録を受けた課税事業者だけが発行できます。

【インボイスの記載事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は—請求書当たり税率ごとに1回ずつ）

(インボイスの記載例) ○年○月○日
請求書

(株)○○御中

農業者名●●●●●

登録番号 T1234567890123

○年 4月分

4/12 胡蝶蘭 11,000 円

4/17 コメ ※ 5,400 円

合計 (税込) 16,400 円

うち消費税 1,400 円

(10%対象 11,000 円 内消費税 1,000 円)

(8%対象 5,400 円 内消費税 400 円)

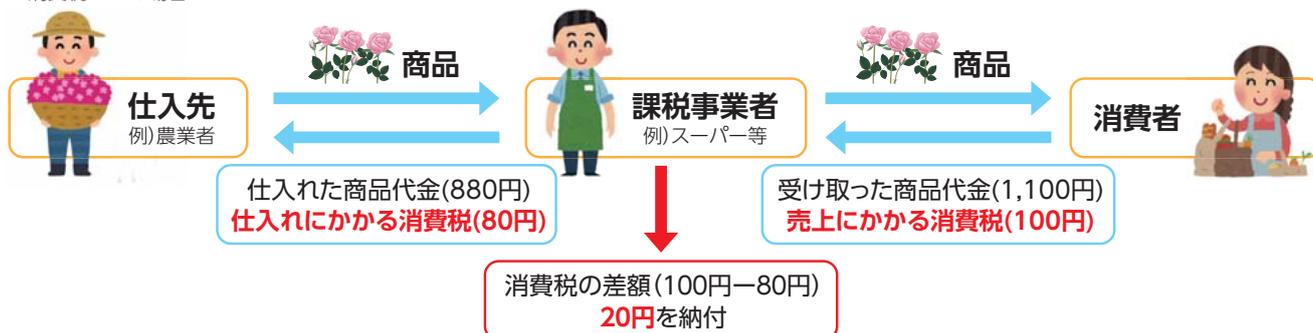
※は軽減税率8%対象商品

2 仕入税額控除とは?

仕入税額控除とは、消費税の課税売上にかかる消費税から課税仕入れにかかる消費税を控除することです。

消費税の課税事業者は、課税売上と課税仕入れから計算した消費税の差額を納税（課税仕入れが多ければ還付）することになります。

※消費税10%の場合



くまもと農業経営相談所

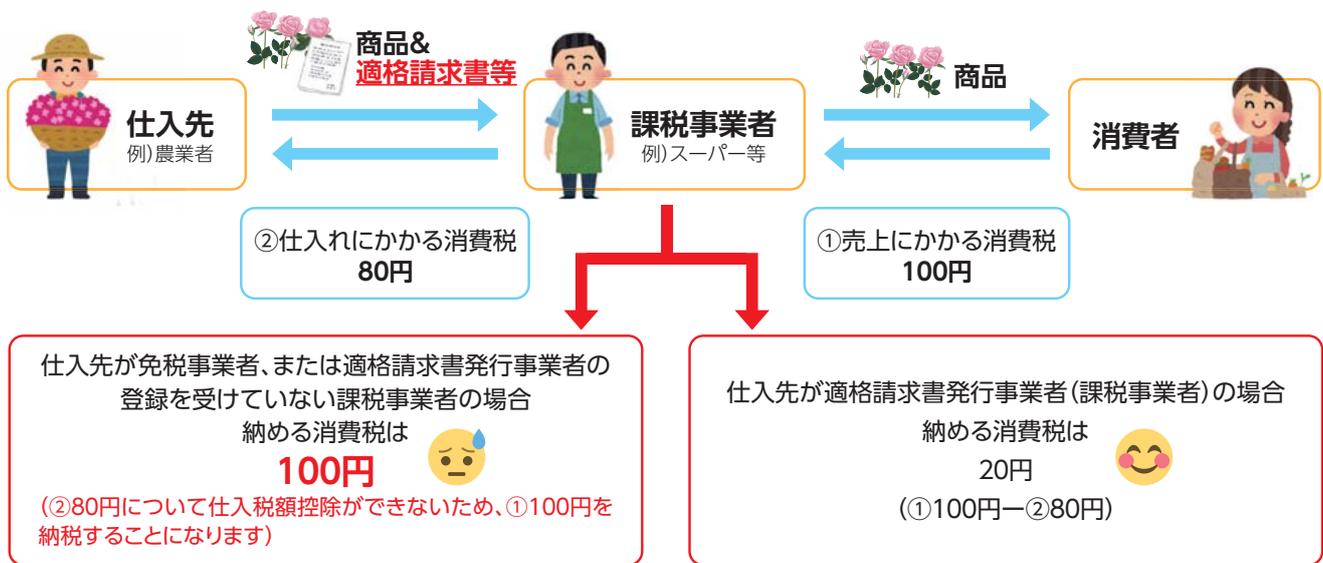
3 インボイス導入後の影響とは？

課税事業者は適格請求書発行事業者である仕入先からインボイス（適格請求書等）を発行してもらわないと、仕入税額控除が出来なくなり、納める消費税が増えることとなります。（下図では、100円－20円＝80円の負担が増えることとなります）

そのため、免税事業者だけでなく、課税事業者であっても適格請求書発行事業者の登録を受けていない課税事業者はインボイス（適格請求書）を発行できないことを理由に、課税事業者から取引の継続を断られる可能性があります。

一方、取引を継続するために免税事業者が適格請求書発行事業者（課税事業者）となれば、これまでの経営に比べて消費税の納税額分の負担が増えてきます。

特に、免税事業者は、このまま免税事業者とするのか、または、適格請求書発行事業者の前提条件である課税事業者となるのか、早めの経営判断が必要になってきます！！



4 課税事業者とは？また、適格請求書発行事業者になるには？

課税事業者とは、課税期間の基準期間（課税期間の前々年）または特定期間（課税期間の前年1月～6月）における課税売上高が1,000万円を超え、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」を提出し、消費税を納めることとなった事業者をいいます。（図1参照）

なお、課税事業者が適格請求書発行事業者になるには、お近くの税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。登録申請書は令和3年10月1日から提出が可能であり、インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

また、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、通常、上記登録申請書に加えて「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません（図2参照）

(図1)

①基準期間(前々年)	①、②のいずれも1,000万円以下	…当年は、免税事業者
②特定期間(前年1～6月)の課税売上高	①、②のいずれかが1,000万円超	…当年は、課税事業者

(図2)

①【課税事業者が
適格請求書発行事業者
となる場合】

課税事業者			適格請求書発行事業者 (課税事業者)
令和3年	令和4年	令和5年	令和6年

登録申請書受付開始

令和3年10月1日

登録申請書受付期限
(令和5年10月1日から
登録を受ける場合)

令和5年3月31日

インボイス制度の導入

令和5年10月1日

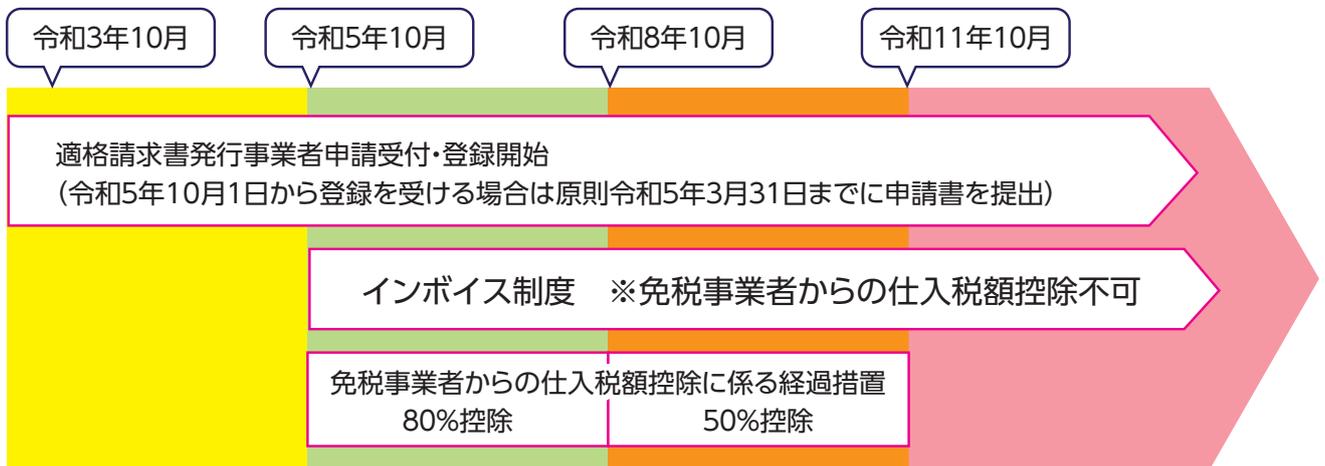
②【免税事業者が
適格請求書発行事業者
となる場合】

免税事業者			適格請求書発行事業者 (課税事業者)
令和3年	令和4年	令和5年	令和6年

5 インボイス制度に関するスケジュール

以上のことから、令和5年10月1日からスタートするインボイス制度の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、課税事業者は仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度導入から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。



インボイスに関する詳しい内容については、国税庁HPやお近くの税務署にてご確認ください。

なお、「くまもと農業経営相談所」では、税理士や中小企業診断士、社労士等の専門家を多数登録しておりますので、今回のインボイスのような税務に関する内容の他、法人化や雇用・労務、経営継承等の経営課題の改善をご希望の方は、お気軽にご相談下さい。

くまもと農業経営相談所については、次のページをご覧ください。

くまもと農業経営相談所のご紹介

～経営発展に取り組む農業者を支援する総合相談窓口です～

① くまもと農業経営相談所とは？

熊本県担い手育成総合支援協議会が実施主体となり、経営意欲のある農業者が抱える多種多様な経営課題（税務、法人化、雇用・労務、経営継承、販路拡大等）に対して、相談窓口の一本化と関係機関と連携した支援体制を整備するために、平成30年（2018年）4月に設置し、本県農業者の経営改善に向けた課題解決を支援しています。

② 支援を申し込むには？

熊本県農業会議のホームページから以下のチラシ兼申込書をダウンロードして頂くか、お近くの県広域本部（地域振興局）農業・普及振興課、市町村等にご相談下さい。

以下の、申込書をFAX又はメール等で送付頂ければ、担当者から改めてご連絡させていただきます。



くまもと農業経営相談所 宛 (FAX可) 年 月 日

農業経営相談申込書

お名前	名称 (個人を敬称)
相談者氏名	
住所 (〒 市町村)	
業種	<input type="checkbox"/> 米麦作 <input type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 花き <input type="checkbox"/> 畜産 <input type="checkbox"/> その他()
経営区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他()
電話 (携帯電話)	FAX
連絡先	電子メール
相談項目	<input type="checkbox"/> 経営改善に関する事(経営改善、経営診断) <input type="checkbox"/> 法人化に関する事(一戸一人、複数戸法人、集落営農法人) <input type="checkbox"/> 事業継承(第三者を含む)、後継者の育成に関する事 <input type="checkbox"/> 販路拡大、農地の集約に関する事 <input type="checkbox"/> 経営(借金、消費税、相続税等)に関する事 <input type="checkbox"/> 労働保険、社会保険、労務管理(就業規則等)に関する事 <input type="checkbox"/> 6次産業化(販売・加工)、販路拡大に関する事 <input type="checkbox"/> 補助金、制度融資(スーパー、近代化等)、農業共済に関する事 <input type="checkbox"/> その他()
具体的な相談内容	*より具体的に記入ください

③ ご支援までの流れ

上記様式によりお申し込み頂くと、中小企業診断士が相談内容の詳細な聞き取りと経営診断に伺います。

相談内容を取りまとめ、会議で決定した後に、関係する専門家（税理士、中小企業診断士、社労士等）等による支援チームが課題解決に向けたアドバイスを無料で行い、農業者の方々の経営発展を支援します。（専門家の詳細については熊本県農業会議のホームページに掲載しています）

④ 支援を受けられた方々の声

津奈木町 (株) アグリ津奈木
代表取締役 坂口 信行さん

法人設立時だけでなく、設立後の方針としても事業計画は必要だと思っていましたが、事業計画の内容が不安でしたので、支援チーム（中小企業診断士をはじめ県地域振興局、津奈木町、JA等）にアドバイスを頂き、平成30年7月に法人化しました。今では従業員も雇用しています。今後は収益を上げるため、加工部門に挑戦することから、販路拡大について引き続き相談所の支援をお願いしたいと思っています。



宇城市 (株) なかがわ
代表取締役 中川 圭太さん

法人化は以前から検討していましたが、法人化のメリットや負担、法人設立までの手続き等をはじめ、特に、税制、労務管理等について不安がありましたので、支援チーム（税理士と社会保険労務士、県地域振興局）にアドバイスをお願いしました。法人化してから、これまで以上に市場や消費者から信用が得られるようになったと感じています。これからも、法人経営を続けて行く中で経営課題が生じた際には気軽に相談できる所があることは心強いです。



熊本市 農事組合法人アグリ郷おおい

将来の地域農業を考える上で集落営農組合の法人化を選択することにしましたが、周辺地域にモデルとなる組織が無く、また事業計画や収支予算等についても客観的なアドバイスが欲しかったため、支援チーム（先輩農事組合法人、中小企業診断士、県地域振興局、市、JA、公社）による支援をお願いし、令和2年3月に農事組合法人を設立することができました。今後は、アドバイス頂いた事業計画等に沿って安定した法人運営を行い、継続性のある地域農業の維持に繋がたいです。



【くまもと農業経営相談所（実施主体：熊本県担い手育成総合支援協議会）】（事務局：一般社団法人熊本県農業会議）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 県庁本館9階

☎096-384-3333 FAX096-385-1468 Mail 43ninaite@nca.or.jp

IV 経営継承

熊本県の農家の皆さまへ

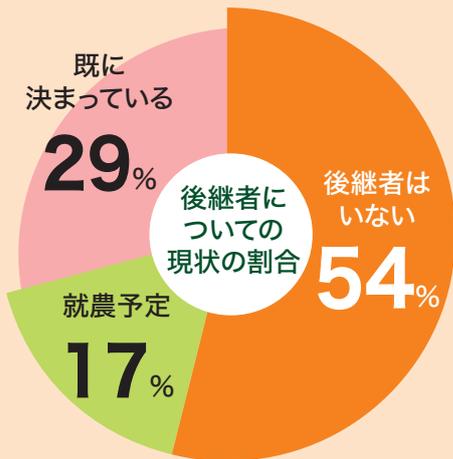
くまもと農業の継承支援事業

経営継承

についてのお悩みごとはありませんか？

熊本県では、経営継承に向け、専門家等の支援チームによる助言や継承に向けた準備や進め方の支援などの相談を**無料**で行っています。詳しくは**熊本県農業会議**までご相談ください。

農家の「経営継承」とは、農地や施設・機械等の「有形資産」と技術・経営ノウハウ・人脈等の「無形資産」を次世代の後継者（経営希望者）に引き継ぐことです。農業経営を継承するためには、後継者を育成し、移譲者と後継者で計画的に進める必要があります。



経営継承の類型

親子間、親族内継承のパターン

現在の経営者の子どもや、孫や甥、娘婿が後継者となる場合

特徴

- 後継者を早期に決定することで準備や移譲を計画的、効率的に進められる
- 初期投資を抑えた営農の継続が可能

第三者（親族外）継承のパターン

身近に後継者候補がいなく、外部人材に現在の経営を継承する場合

特徴

- 広く後継者候補を求めることができる
- 一定の対価支払いにより初期投資を抑えて営農を継承できる

経営継承の準備から実行まで

経営継承については、経営者と後継者による話し合いを準備から実行まで何度も行う必要があるため、時間を要することが多く、計画的に進めていくことが重要です。



お問い合わせ 一般社団法人熊本県農業会議

TEL 096-384-3333

FAX 096-385-1468

MAIL 43ninaite@nca.or.jp

●… V 令和3年度 「農の雇用事業」の募集について …●



“やる気に満ちた農業を志す50歳未満の正社員等採用した従業員の人材育成を、標記事業を活用して、行いませんか？”

[農林水産省補助事業]

全国農業会議所では、雇用就農者等の確保・育成・定着に向けて、農業経験豊富な研修指導者が新規就業者(以下、研修生)に対して、仕事を通じて就農に必要な農業技術や知識等を指導する事に対して助成する、「農の雇用事業」の参加者を募集します。応募申請を検討される農業者の方は、下記に示す募集期間内に熊本県農業会議(担当:岩崎・和田・出田、TEL:096-384-3333)まで一度ご相談の上、必要書類を整理し、ご提出下さい。

助成内容

当事業は農業法人等での新規就業者のOJT研修を支援するものであり、経営資金や従業員の給与補填を目的とするものではありません。

【助成額】研修生1人あたり年間最大120万円

- ※内訳
- ①新規就業者に対する研修費 **月額最大97,000円**
研修指導者を通じて研修生に就農に必要な農業技術や知識を指導するための「指導謝金」等を助成。
 - ②指導者研修費 **年間最大120,000円**
経営者や指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用を助成。

【助成期間】最長2年間

※ 研修生が、障がい者、生活困窮者、刑務所出所者の場合は、助成額の加算措置有。詳しくは、担当者に確認下さい。

募集・研修等の期間

	募集期間	研修開始	研修期間	正社員採用時期
1回	2021.2.17~2021.3.22	2021年6月1日	最長2年間	研修開始迄に正社員としての就業期間が4ヶ月以上1年未満
2回	5月上旬~6月上旬	2021年8月1日		
3回	6月下旬~8月下旬	2021年11月1日		
4回	10月中旬~11月中旬	2022年2月1日		

※ 第1回募集は、「農の雇用事業」で応募申請しても、年齢30代~40代を対象とした「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」で採択される場合があります。「農の雇用事業」との違いは、研修2年目の助成金が事前一括前払い交付となることであり、研修期間を満了せず、研修生が退職した場合は一部返還が発生することです。

事業参加にあたっての主な要件

【農業法人等の要件】

- ① 概ね年間を通じて農業を営む農業法人、農業者、農業サービス事業体等であること。
- ② 農業経験5年以上の役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと。
- ③ 研修生との間で、期間の定めのない正社員契約(独立就農希望は有期雇用契約でも可)を結び、雇用保険、労働者災害補償保険、法人の場合は社会保険(健康保険、厚生年金)にも加入させること。
- ④ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること。
- ⑧ 労働基準法に準拠した休憩、休日及び有給休暇を雇用契約書等に規定すること。
- ⑨ 以下の項目のいずれか1つ以上に既に取り組んでいる又は研修開始後1年以内に新たに取り組むこと。
 - A) 年間総労働時間(所定労働時間及び残業時間の合計)を2445時間以内とすることを規定。
 - B) 人事評価制度・賃金テーブルの整備。
 - C) 従業員の働きやすい就業施設の整備(従業員専用の男女別トイレ、休憩所、浴室等)

【研修生の要件】

- ① 本事業での研修終了後も継続して就農する意志があり、正社員採用日時時点で50歳未満の者。
- ② 過去の農業経験が正社員採用日時時点で5年以内であること。
- ③ 研修生が代表者の3親等以内の親族の場合、親族以外の雇用条件が同等の従業員がいること。

認定農業者のための全国農業図書

Q & A 農業法人化マニュアル 第5版

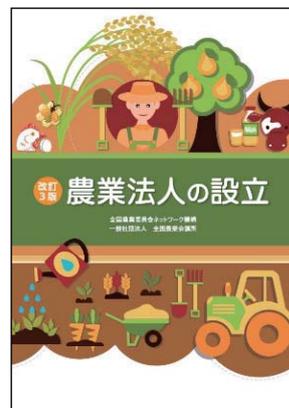
法人化のメリット、法人の設立の仕方、法人化にともなう負担などの疑問に答え、法人化するかどうか、法人設立の方法などを一問一答形式でわかりやすく解説しています。また、家族経営や数戸法人化、集落営農を法人化する際の留意点をはじめ、法人化の相談窓口における指導マニュアルとしても活用できる一冊です。



図書コード：R02-24
定価 900円（10%税込）
A4判 103頁

改訂3版 農業法人の設立

法人化を目指す農業者の実務書 待望の改訂版！
農業法人の設立と運営に役立つ実務書。「改訂 農業法人の設立」をお届けします。農業生産法人から農地所有適格法人への名称、要件変更など農地制度改正に対応。指導者はもちろん、農業経営の法人化を目指す農業者や農業法人の経営者など関係者の必携書です。農業法人の仕組みを知りたい方々の入門書としてもご活用ください。



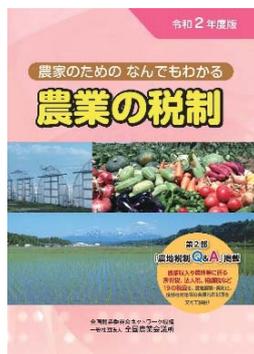
図書コード：30-11
定価1,884円（10%税込）
A4判 191頁

令和2年度版

農家のためのなんでもわかる農業の税制

農業収入や農地等に係る所得税、法人税、相続税、贈与税のほか、消費税とその軽減税率制度の概要と解説も掲載。農業関係の税金を、農地集積・集約化、後継者対策など経営発展を後押しする特例措置など最新の税制を網羅して、わかりやすく解説しています。

第2部の「農地税制Q&A」では、照会の多い質問に丁寧に答えています。



図書コード：R02-14
定価1,140円（10%税込）
A5判 185頁

令和2年度版

よくわかる農家の青色申告

法人化のメリット、法人の設立の仕方、法人化にともなう負担などの疑問に答え、法人化するかどうか、法人設立の方法などを一問一答形式でわかりやすく解説しています。

また、家族経営や数戸法人化、集落営農を法人化する際の留意点をはじめ、法人化の相談窓口における指導マニュアルとしても活用できる一冊です。



図書コード：R02-21
定価830円（10%税込）
A4判 123頁

発行 (一社)全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル

電話：03-6910-1131 <http://www.nca.or.jp/tosho/>

全国農業図書

○お申込みは 全国農業図書 熊本県支局 (一社)熊本県農業会議へ

ホームページ開設しました。こちらからも購入できます！

HPアドレス <http://ntosho.jp>

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6-18-1 県庁本館9階

電話：096-384-3333 FAX：096-385-1468



スマートフォン、
タブレットは
こちらからどうぞ



農業者の皆さん、 老後の備えは万全ですか？



老後生活は、こんなに長い！

65歳からの
平均余命は…

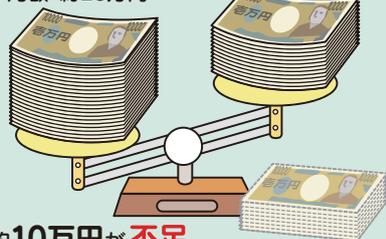


老後生活は、こんなにお金がかかる！

夫婦2人の場合

老後の家計費
月額：約23万円

国民年金だけでは…
月額：約13万円



月額：約10万円が不足

農業者年金は老後生活をがっちりサポート

農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金！
- 支払った保険料は全額社会保険料控除！
- 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります。
- 認定農業者等の担い手には手厚い政策支援！保険料に国庫補助があります。

支払った保険料の
15~30%の節税効果！

一定の要件を
満たす方に
月額最高1万円、
通算すると最大で
216万円

農業者の方なら 広くご加入いただけます

- 年間60日以上農業従事者
 - 国民年金1号被保険者
 - 60歳未満の方
- ※農地を持っていない農業者の方や配偶者・後継者の方などの家族従事者もご加入いただけます。

農業者年金の年金額の試算

加入年齢	納付期間	試算年金額(年額)	
		男性	女性
20歳	40年	75万円	63万円
30歳	30年	50万円	42万円
40歳	20年	30万円	25万円
50歳	10年	13万円	11万円

※この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.20%となった場合の試算です。運用利回りは、加入後の経済変動などにより上下します。制度発足以降の17年間(H30年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.82%です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和2年度は0.20%となっています。各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

老後の備えは、 農業者年金 で安心！

試算もできる！

農業者年金基金のホームページ

<http://www.nounen.go.jp/>

● 農業者年金の詳しい内容や加入の申し込みは、最寄りの農業委員会またはJAへお問い合わせください。



(一社)熊本県農業会議・JA熊本中央会

農家の思いを伝え
農業・農村の「未来」を
ともに考えます。

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

全国農業新聞

農家の思いを伝え
農業・農村の「未来」を
ともに考えます。

週刊 月4回金曜日発行
月700円、年8,400円
(消費税込)

購読の申し込みは市町村農業委員会へお気軽にご連絡ください。

■発行所：(一社)全国農業会議所
〒102-0084
東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル
☎03-6910-1130
<http://www.nca.or.jp/shinbun>

■全国農業新聞 熊本県支局(一社)熊本県農業会議
〒862-8570
熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県庁内
ひのくにねっと 検索

熊本県農業会議

LINE

はじめました

農業者支援の情報等を発信！

※熊本県内で農業をされる方向けです

登録方法は3通り

- ・ ID : @805zdfvp
- ・ アカウント : 熊本県農業会議
- ・ QRコード :